

議案第 57 号

石垣市青少年センター設置条例の一部を改正する条例

石垣市青少年センター設置条例（平成 7 年石垣市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「石垣市字大川 14 番地」を「石垣市字新川 2357 番地 1」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

石垣市長 中 山 義 隆

理 由

石垣市立文化会館の老朽化による石垣市青少年センターの旧まきらこども園への移転に伴い、石垣市青少年センター設置条例の一部を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市青少年センター設置条例(平成7年石垣市条例第15号)の新旧対照表

現行	改正後（案）								
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 青少年センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>石垣市青少年センター</td><td><u>石垣市字大川14番地</u></td></tr></tbody></table>	名称	位置	石垣市青少年センター	<u>石垣市字大川14番地</u>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 青少年センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>石垣市青少年センター</td><td><u>石垣市字新川2357番地1</u></td></tr></tbody></table>	名称	位置	石垣市青少年センター	<u>石垣市字新川2357番地1</u>
名称	位置								
石垣市青少年センター	<u>石垣市字大川14番地</u>								
名称	位置								
石垣市青少年センター	<u>石垣市字新川2357番地1</u>								